

ご存知ですか? お住まいをリフォームされる川越市民の方に対し、費用の一部を補助する制度です。

住宅改修補助金制度の事!

川越市住宅改修補助金制度

期間 (前期)

平成31年4月11日から前期予算分まで

補助対象工事

屋根の改修
外壁の改修 (塗装含む)
床の改修
内壁・天井の改修
間取りの変更
防音・断熱工事
台所・洗面所・浴室・トイレ等の水回りの改修など

【補助対象外工事の例】

住宅の新築・建替え工事、エクステリアの工事 (門・塀・車庫・物置・造園等)、給湯器単体の交換、家具・電化製品の購入、シロアリの防除費用など

補助額

改修工事費用 (税抜) の5パーセント (千円未満切捨て)

限度額 7万円

補助対象工事の見積額と実際に要した工事金額が異なる場合、金額の低い方が補助金計算の対象額となります。

対象者

※下記、全てに該当すること

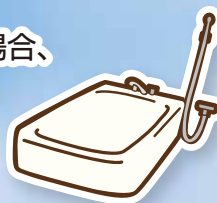
1. 川越市に住民登録があること。
2. リフォームする住宅の所有者であり、かつ、その住宅に居住していること。
3. 市税 (市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税等) に滞納がないこと。
4. 過去にこの制度の補助金を利用していないこと。

補助金限度額

最大 **7** 万円

補助対象工事の見積額と実際に要した工事金額が異なる場合、金額の低い方が補助金計算の対象額となります。

増税前に気になる所を
リフォームしませんか?



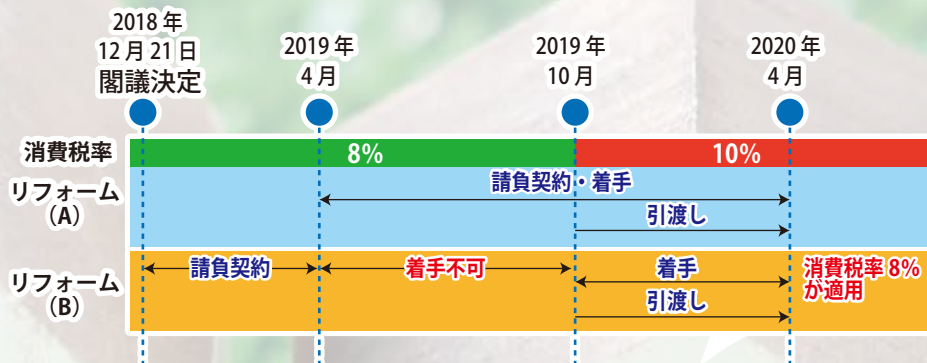


次世代住宅ポイント制度

2019年10月の消費税率10%への引上げ後の住宅購入を支援するため、一定の性能を有する住宅の新築やリフォームに対して、様々な商品等と交換できるポイントが発行される制度が創設されます。「環境」「安全・安心」「健康長寿・高齢者対応」「子育て支援・働き方改革」に資する住宅の新築・リフォームが対象になります。

対象期間

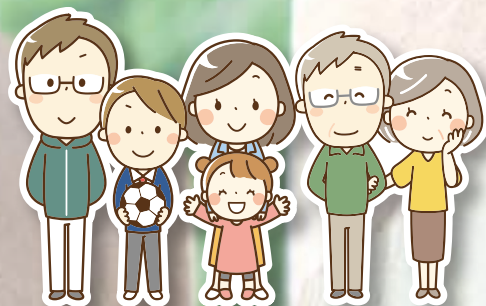
2019年4月～2020年3月末までに請負契約・着工したもの
※増税による反動減を鑑み、2018年12月21日～2019年3月末までに請負契約を締結する物件でも着工が2019年10月～2020年3月末となる物件は対象となります。※2019年10月以降に引渡しをしたもの



リフォームで
最大30万ポイント

※上限により限度が異なります。

様々な商品等と交換できる
ポイントが発行されます。
(1ポイント 1円相当)



住宅リフォームの場合

- ・窓・ドアの断熱改修
- ・外壁、屋根・天井または床の断熱改修
- ・エコ住宅設備
(太陽熱利用システム、高断熱浴槽、節水型トイレ、節湯水栓など)の設置
- ・耐震改修
- ・バリアフリー改修
(手すり、段差解消、廊下幅拡張、ホームエレベーター設置など)
- ・家事負担軽減に資する設備
(ビルトイン食器洗機、掃除しやすいトイレ、浴室乾燥機、宅配ボックスなど)
- ・若者・子育て世帯による既存住宅に伴う一定規模以上のリフォーム工事など

詳しいお問合せ先は下記へ

国土交通省
次世代住宅ポイント事務局

 0570-001-339

IP 電話からのお問合せ先

042-303-1553

受付時間

9:00～17:00 (土・日・祝含む)

<https://www.jisedai-points.jp/>

ポイントの交換商品等

※事務局で公募後に公表されます。

- ・省エネ・環境配慮に優れた商品
- ・防災関連商品
- ・健康関連商品
- ・家事負担軽減に資する商品
- ・子育て関連商品
- ・地域振興に資する商品